

「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる 京都づくり条例(仮称)」の検討について

1. 趣旨

- 障害者の生活環境は以前に比べると改善されつつあるが、障害者が障害を理由に異なる取扱いを受けたり、障害への配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることもある状況
- 障害を理由とした不利益な取扱いを受けることのない、障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくりを進めるため、その基本理念や実現に向けた方策等を定める総合的な条例について検討を開始

※ 「明日の京都」(平成 23 年1月)

障害のある人もない人も、ともに社会の一員として、安心していきいきと暮らせるよう、ノーマライゼーションの推進に向けた条例を制定します。

2. 条例検討会議の設置

- 障害者の視点を踏まえ、幅広い観点から検討を行うため、障害当事者、市町村、障害福祉サービス事業者、医療、教育、経済、労働、学識者等の関係者からなる条例検討会議を設置

(条例で規定する項目案)

- ① 障害を理由とした不利益取扱いの禁止
- ② 不利益取扱いの個別事案解決の仕組み
- ③ 共生社会の実現に向けた推進方策

3. 検討状況

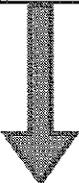
- ① 第1回検討会議(平成 24 年3月 28 日開催)
〔議題〕 ・ 国・他都道府県の動向及び検討の進め方等について
- ② 第2回検討会議(平成 24 年8月 29 日開催)
〔議題〕 ・ 条例検討の進め方について
・ 条例の目指す社会(理念)について
- ③ 第3回検討会議(平成 24 年9月 12 日開催)
〔議題〕 ・ 「福祉分野」における不利益取扱い等について
・ 「医療分野」における不利益取扱い等について
- ④ 第4回検討会議(平成 24 年 11 月5日開催)
〔議題〕 ・ 「商品販売・サービス提供分野」における不利益取扱い等について
・ 「労働分野」における不利益取扱い等について

(参 考)

平成 23 年 3～7月 「障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例」を募集(479 件)

平成 24 年 3月 第1回 条例検討会議を開催

8月～ 条例検討会議を月1回程度開催

- 
- ・ 昨年募集した事例を基に、福祉・医療・就労・教育・住宅・交通等の分野ごとに、障害を理由とした不利益取扱い、共生社会の実現に向けた推進方策等を検討
 - ・ 障害者差別禁止法案(平成 25 年3月提出見込み)の内容も踏まえ、条例の構成・内容を検討

平成 25 年 6月議会に条例骨子案報告、9月議会に条例案提出 (予定)

平成 26 年 4月 条例施行 (予定)

(参考)

1. 国における障害者差別禁止法案の検討状況

- 障害者権利条約の批准に向けて、平成 21 年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間を集中期間として国内法の整備を推進



- ・ 障害者自立支援法の改正(平成 22 年 12 月)
障害保健福祉施策を見直すまでのつなぎ法(利用者負担の見直し、障害児施設・事業一元化等)(平成 24 年4月1日施行(一部、公布日・平成 23 年 10 月1日施行))
- ・ 障害者虐待防止法の制定(平成 23 年6月)
家庭、施設等、職場における虐待の通報義務、通報を受けた市町村の措置等を規定(平成 24 年 10 月1日施行)
- ・ 障害者基本法の改正(平成 23 年8月)
障害者権利条約を踏まえた改正(目的、定義、差別の禁止、基本的施策等)(平成 23 年8月5日施行(一部、平成 24 年5月 21 日施行))
- ・ 障害者総合支援法の制定(平成 24 年6月)
障害者自立支援法の名称変更、基本理念の新設、障害者の範囲への難病の追加、法施行後の検討規定等(平成 25 年4月1日施行(一部、平成 26 年4月1日施行))

・ 障害者差別禁止法案の検討

内閣府において、「障害者差別禁止法案」を検討中

(今後のスケジュール)

- ・ 平成 24 年9月に「骨格提言」を取りまとめ
- ・ 平成 25 年通常国会に法案を提出

(検討中の内容)

- ① 障害を理由とした差別の禁止(罰則なし)
- ② 差別の個別事案解決の仕組み(相談、助言、あっせん、勧告、公表等)

2. 他都道府県における障害者条例の制定状況

○ 千葉県、北海道、岩手県、熊本県において、障害を理由とした不利益取扱いを禁止する条例を制定済み

- ・ 熊本県(平成 23 年7月制定)
名称:障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
概要:① 障害を理由とした不利益取扱いの禁止(罰則なし)
② 不利益取扱いの個別事案解決の仕組み(相談、助言、あっせん、勧告、公表)
③ 県民の理解促進の仕組み(啓発、交流等)
- ・ 千葉県(平成 18 年 10 月制定)
名称:障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
概要:① 障害を理由とした差別の禁止(罰則なし)
② 差別の個別事案解決の仕組み(相談、助言、あっせん、勧告)
③ 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み(推進会議)
④ 障害のある人に優しい取組を応援する仕組み(表彰等)
- ・ 北海道(平成 21 年3月制定) 《議員提案》
名称:北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
概要:① 障害を理由とした差別や不利益取扱いの禁止(罰則なし)
② 差別等の個別事案解決の仕組み(相談、助言、あっせん、勧告)
③ 誰もが暮らしやすい社会づくりを推進する仕組み(地域づくりガイドライン)
④ 道の基本的施策における配慮、努力義務及び個別支援策(就労支援)
- ・ 岩手県(平成 23 年 12 月制定) 《議員提案》
名称:障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例
概要:① 障害を理由とした不利益な取扱いの禁止(罰則なし)
② 交流機会の拡大、職員の育成、教育の支援体制における努力義務

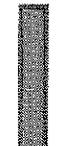
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる
京都づくり条例（仮称）検討会議 委員名簿

| 氏名 | 所属団体・職名 | 備考 |
|--------|-----------------------------|----|
| 青山 聡尚 | 京都府自閉症協会 父親ネットワーク役員 | |
| 栗津 浩一 | きょうされん京都支部 支部長 | |
| 岩井 光男 | (社)京都手をつなぐ育成会 会長 | |
| 岩城 克己 | 京都府教育庁指導部特別支援教育課長 | |
| 上原 春男 | 京都府医師会 監事 | |
| 内川 大輔 | (社)京都府聴覚障害者協会 常任理事・手話通訳対策部長 | |
| 江畑 康夫 | 京都地方法務局人権擁護課長 | |
| 大澤 かおり | 京都府立高等学校PTA連合会監事・特別支援教育部会長 | |
| 大槻 康博 | 京都府商工会連合会 専務理事 | |
| 岡本 哲也 | 日本労働組合総連合会京都府連合会 副事務局長 | |
| 櫛田 匠 | 京都府社会福祉施設協議会 会長 | |
| 小森 猛 | NPO法人京都頸髄損傷者連絡会 相談役 | |
| 初宿 正典 | 京都産業大学大学院法務研究科 教授 | |
| 鈴鹿 且久 | 京都商工会議所 人材開発特別委員会委員長 | |
| 関 恭男 | 公募委員 | |
| 瀧本 章 | 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長 | |
| 田尻 彰 | (社)京都府視覚障害者協会 副会長 | |
| 谷口 明広 | 愛知淑徳大学 教授 | |
| 民谷 涉 | 京都弁護士会 弁護士 | |
| 辻村 実 | 京都府市長会(京丹後市健康長寿福祉部障害者福祉課長) | |
| 野地 芳雄 | (社)京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長 | |
| 萩原 幸子 | 京都難病団体連絡協議会 副代表理事 | |
| 花木 秀章 | 京都府町村会 (井手町高齢福祉課長) | |
| 藤井 清治良 | (社)京都府肢体障害者協会 会長 | |
| 細田 一憲 | 公募委員 | |
| 宮部 弘正 | 京都障害児者親の会協議会 理事 | |
| 向井仲 和美 | 京都経営者協会 特別顧問 | |
| 村田 恵子 | 女性当事者委員 | |
| 森田 弘和 | 京都重症心身障害児(者)を守る会 相談役 | |
| 矢野 隆弘 | 京都知的障害者福祉施設協議会 会長 | |
| 矢吹 文敏 | 日本自立生活センター 所長 | |
| 山条 益由 | 京都府障害厚生施設協議会 会長 | |
| 山本 幸博 | 京都精神保健福祉施設協議会 副会長 | |

*あいうえお順

[平成24年8月29日現在]

検討工程表(イメージ)

| | 条例検討会議 | その他 |
|-------|---|--------------------------------------|
| 平成24年 | | |
| 8月 | ・第2回 条例検討の進め方 条例の目指す社会(理念) | |
| 9月 | ・第3回 分野:①福祉、②医療 | ・「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見 |
| 10月 | | |
| 11月 | ・第4回 分野:③商品販売・サービス提供、④労働 ・第5回 分野:⑤教育、⑥建物・公共交通 | ・タウンミーティングの開催 |
| 12月 | ・第6回 分野:⑦住宅、⑧情報・コミュニケーション、 ⑨その他、女性障害者 | |
| 平成25年 | | |
| 1月 |  | |
| 2月 | ・「中間まとめ」 | |
| 3月 | ・条例の構成・内容の検討 | ・「障害者差別禁止法案(仮称)」の国会提出(予定) |
| 4月 |  | |
| 5月 | | ・タウンミーティングの開催 |
| 6月 | ・「最終まとめ」 | ・6月府議会に条例骨子案の報告 |
| 7月 | | ・パブリック・コメントの実施 |
| 9月 | | ・9月府議会に条例案の提案 |
| 平成26年 | | |
| 4月 | | ・条例の施行 |

※ 条例検討会議委員以外の障害当事者をはじめとする府民の意見を幅広く集め、条例検討会議の検討に反映させるため、障害当事者団体等が主催する会議(検討部会)での議論の内容について、条例検討会議において報告を聴取

「障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例」の募集結果

1. 募集の概要

(1) 募集内容

障害を理由として嫌な思いをしたこと(してほしくないこと)など、障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例及びその改善方策

(2) 募集対象者

京都府内に住所のある方又は所在する団体

(3) 募集期間

平成 23 年 3 月～7 月

2. 募集結果

(1) 応募者数 378 人

障害種別内訳(重複あり)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・ 視覚障害 41人 | ・ 聴覚・平衡機能障害 125人 |
| ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 10人 | ・ 肢体不自由 65人 |
| ・ 内部機能障害 2人 | ・ 知的障害 67人 |
| ・ 精神障害 53人 | ・ 発達障害・自閉症・高次脳機能障害 27人 |
| ・ 難病 3人 | ・ 脳性麻痺 1人 |
| ・ 記載なし 131人 | |

(2) 事例件数 479 件 (複数の事例を応募した者あり)

分野別内訳

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 福祉 62件 | ・ 医療 27件 |
| ・ 商品販売・サービス提供 64件 | ・ 労働 42件 |
| ・ 教育 33件 | ・ 建物・公共交通 89件 |
| ・ 住宅 23件 | ・ 情報・コミュニケーション 31件 |
| ・ その他 108件 | |

3. 主な事例の概要

(1) 福祉

- ・ 学童保育に受け入れてもらえないか頼みに行くと、所長から「そういう子(自閉症)だからこそ、母親がみなきやいけないんじゃないの」と厳しい口調で言われた。(自閉症)
- ・ 市役所から「人に大変な子を見させておいて仕事をしなければならないほど、生活に困ってはいないんでしょう」と言われた。(発達・高次脳)
- ・ 介護支援専門員が、ろうあ利用者と簡単な筆談をして、内容を理解したか確認しないまま計画を進めたり、家族と物事を決めてしまうケースがある。(聴覚・平衡機能)
- ・ 面白そうな行事があると情報をもらったので、通訳介助を申し込んだが、通訳介助が見つからないと断られた。通訳・介助員の養成・研修に力を入れてほしい。(視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく)

- ・ 車いす使用者が障害者相談支援従事者研修を受講しようとした際、研修会場が階段しかない建物であったため、数人で担いでもらって会場に入らなければならなかった。(肢体)

(2) 医療

- ・ 大きな声をだす知的障害者が町の医療にかかったときに、「他の人に迷惑なので出ていって」と言われた。(知的)
- ・ 聴覚障害者が一人(手話通訳同行なし)で受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳派遣の依頼もないままに受診を断られた。(聴覚・平衡機能)

(3) 商品販売・サービス提供

- ・ スポーツジムに入会手続きに行ったら、障害を理由に入会を断られた。「スイミング中など緊急時に知らせる手段がない」と言われた。(聴覚・平衡機能)
- ・ 喫茶店に障害者を連れて行った際、「障害者是对応できない」とのことで断られた。(知的、多動、肢体、音声・言語・そしゃく)
- ・ 盲導犬使用者が観光施設に入ろうとした時、「犬を入れては困る」と言われた。(視覚)
- ・ 母親とドライブの途中で立ち寄ったスーパー銭湯で、フロントに「オストメイトですが、入浴します」と告げたところ、「困ります」とのことで入浴を断られた。(内部機能)
- ・ カード会社へ解約の申請について、電話による手話通訳を介しての会話では、本人確認ができないと言われ、FAXでの対応も断られた。(聴覚・平衡機能)
- ・ 銀行の窓口で預金から他銀行に振り込む際に、自筆のサインを求められたので、行員に代筆をお願いしたところ、「自筆が原則」として拒絶された。最終的に、上司の立会いで手続きを終えた。(視覚)

(4) 労働

- ・ 病気(精神疾患)の状態が悪くて仕事が思いどおり進められず、それを病気が原因と言っても受けとめてもらえず、辞めざるを得なくなった。(精神)
- ・ 難病患者であることを告知しては、なかなか採用まで到らない。隠して就職した場合、通院や体調不良を言い出しにくく、入院など長期に休むことになる解雇される。(難病)
- ・ 企業の朝礼、会議、研修、面談など、手話通訳をつけてくれる企業もあるが、手話通訳もなく、仕事のコミュニケーションも十分に伝わらないまま仕事をする聴覚障害者はまだまだいる。(聴覚・平衡機能)
- ・ てんかん発作で意識がないときに、特に女性が職場でセクハラを受ける。(発達・高次脳)

(5) 教育

- ・ 小・中・高校の入学の際、「何かあったときに困るから」といって、入学拒否された。高校では「たとえ試験で合格点あっても不合格にする」と言われた。(肢体)
- ・ 知的障害のある弟が公立校の普通学校に入りたいと言ったら、親のつきそいが求められた。(知的)
- ・ 食べられる食材が限られるので、弁当持参の許可を受けていたが、校長の異動により、お弁当はだめになった。(発達・高次脳)
- ・ 聴覚障害児が30人クラスで授業を受けているが、手話や筆談など十分なコミュニケーション保障がなく、わからないまま学校生活を送っている。先生も聴覚障害児の理解が乏しく、

日々の業務に追われながら、なかなか個別対応ができない現状がある。(聴覚・平衡機能)

(6) 建物・公共交通

- ・ 居酒屋などで、車イスでも入れるバリアフリーの店は圧倒的に少ない。(肢体)
- ・ タクシー乗り場や道でタクシーに乗ろうとしたところ、車椅子とわかれば乗車拒否される。(肢体)
- ・ 知的障害者がバスに乗車中、大声を出した際、運転手が「もう2度と乗るな」「次からは親と来い」などと怒鳴りつけた。(知的)
- ・ 駅員が車イスの人がうなずくなどして答えていても、介助者に話しかける。(肢体)
- ・ 聴覚障害者は電車の車内放送が聞こえず、降りたい駅がわからない。たまにドアの上に細長い液晶掲示板が付いているが、もっと各ドアの上につけてほしい。(聴覚・平衡機能)

(7) 住宅

- ・ 引越先を探す支援をしていて、「精神障害」という言葉が出た瞬間に、不動産業者から断られた。(精神)
- ・ 知的障害者がケアホームを出て1人暮らしをしようとして、マンションを探したが、多くの大家に知的障害を理由に入居を断られた。(知的)

(8) 情報・コミュニケーション

- ・ 購入物品のトラブル・修理の問合せ、行政からの案内等の問合せや申込みの連絡手法がほとんど電話になっており、FAXやメールが使えない。(聴覚・平衡機能)
- ・ 市からの手紙の意味が分かりにくいので、漢字にふりがなをふってほしい。(知的)
- ・ 市の主催行事で要約筆記の必要なものは事前に申込みが必要なものが多い。当日や近々になって行きたいと思っても、情報保障がなく、行くことができない。(聴覚・平衡機能)
- ・ 会議でみんなが名乗らず意見を言っていたら、視覚障害者から「誰が何を言っているのか分からない」と言われた。(視覚)
- ・ 青焼き図面では線の種類等で区別していたが、最近、図面のパソコンでの電子納品が義務づけられた。色で区別することになり、色弱者を排除するのか。(色覚)

(9) その他

- ・ 地域の役員決めするとき、重要な役はろうあ者ということで外される。(聴覚・平衡機能)
- ・ 車イスの友達が祭りに行くと、イヤな目で見られた。「こんな込んでいるのになぜ車イスでくるの」と。(知的、てんかん)
- ・ 選挙に行った際、ハガキを提出したにもかかわらず、「何しに来たん？」と言われ、「投票に来ている」と母が返答すると、「字書けるの？」と言われた。(知的、発達障害)